

堺市・地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所による  
産業振興にかかる包括連携協定の更新協定書

(目的)

第1条 平成25年3月21日付で締結した、堺市と地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所による産業振興にかかる包括連携協定（以下「前協定」という。）について、平成28年3月31日をもって協定期間の満了を迎えることから、引き続き、包括的な連携を維持するため、本更新協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(連携内容)

第2条 本協定に基づく主な連携内容については、前協定に基づくものとする。

(協定期間)

第3条 本協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、双方いずれからも期間満了の三か月前までに協定終了に関する申し入れがない場合は、一年毎に自動的に継続するものとする。

(雑則)

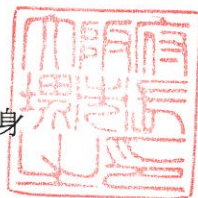
第4条 本協定に定めのない事項、若しくは本協定の実施に関し重要な事項は、別途協議する。

本協定の締結の証として本協定書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成28年4月1日

堺市

市長 竹山 修身



地方独立行政法人

大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺 雅晴

